

令和7年4月改定

特別養護老人ホームめずら荘 指定短期入所生活介護事業所 利用料金表

*この表は、1日あたりの料金です。

ユニット型個室		要介護1 (704)				要介護2 (772)				要介護3 (847)				要介護4 (918)				要介護5 (987)			
所得段階		第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
(居住費の減額負担額)		880	1,370	1,370	2,066	880	1,370	1,370	2,066	880	1,370	1,370	2,066	880	1,370	1,370	2,066	880	1,370	1,370	2,066
(食費の標準負担額)		600	1,000	1,300	1,595	600	1,000	1,300	1,595	600	1,000	1,300	1,595	600	1,000	1,300	1,595	600	1,000	1,300	1,595
利用者負担額	介護費用1割負担分	704				772				847				918				987			
	(各種加算)	185				195				205				215				225			
計		2,369	3,259	3,559	4,550	2,447	3,337	3,637	4,628	2,532	3,422	3,722	4,713	2,613	3,503	3,803	4,794	2,692	3,582	3,882	4,873

※生活保護受給者の方(1段階)は、介護サービス費(介護券に基づく)+居住費(負担なし)+食費(300円)/日となります。

ショートステイ単価 (基本単価)	介護1	704	+ 44 (加算合計)	・機能訓練体制加算	12	介護1	748	+ 生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位) +	・サービス提供体制加算Ⅰ(22単位)
	介護2	772		・看護体制加算Ⅰ	4	介護2	816		
	介護3	847		・看護体制加算Ⅱ	8	介護3	891		
	介護4	918		・夜勤職員配置加算Ⅳ	20	介護4	962		・介護職員処遇改善加算Ⅰ(介護費の14%)
	介護5	987				介護5	1031		

※ショートステイ利用は制度上30日を限度で利用できますが、それを超えて連続して利用する場合は31日目が自己負担となり、30日超過分が発生します。

※連続利用61日以降は長期利用者と同額の基本単価となります(要介護3の場合:基本単価847→815単位)